

南相馬市民文化会館（ゆめはっと）施設利用ガイドライン
～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、利用者及び施設管理者の安心・安全を確保するため、「新しい生活様式」の実践を図りながら、南相馬市民文化会館で実施する事業及び施設の利用について、基本的な考え方を示すものです。

令和2年9月17日に改定された福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえ、南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において11月末まで利用制限を継続することが決定したことから、業種別ガイドライン「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和2年9月18日付：全国公立文化施設協会）」等に従い施設利用ガイドラインを改定します。なお、新たな指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しを図ります。

皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 期間

令和2年10月3日から当面の間

2 すべての来館者への周知・制限

- (1) 「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の「3つの密」を回避してください。
- (2) マスクの原則常時着用をお願いします。
- (3) 大声を出さないことの奨励、咳エチケットの徹底を図ってください。
- (4) こまめに手洗い、手指消毒を励行してください。
- (5) 多くの人の手が届く距離に集まらないよう、お互いの距離を2m（少なくとも1m）確保してください。
- (6) エレベーターを使用する際は、密集を回避してください。
- (7) 以下の症状等に該当する場合にはご入館をお控えください。また、基礎疾患がある方、妊娠中の方は、医師の判断や関係機関の情報をご確認の上、慎重に来館について判断してください。
 - ① 平熱と比べて高い発熱がある場合

- ② 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合
 - ③ PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ④ 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- (8) 食事を制限しています。指定された場所（大ホール楽屋、多目的ホール楽屋、ホール併用時に練習室を楽屋として利用する場合の練習室）以外、自粛してください。
- (9) 「厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストールにご協力をお願いします。

3 施設利用者の感染予防、感染拡大防止策

(1) 各施設の定員について

密集を回避するために一部本来の定員より削減しております。遵守してください。

施設名		面積	削減による定員	詳細
大ホール	客席	—	1105席	※1 参照（収容率：100%）
			車椅子席 4席	
			552席	※2 参照（収容率：50%以内）
			車椅子席 2席	
	楽屋事務室	16.2 m ²	4人	
	楽屋1	15.1 m ²	3人	
	楽屋2	15.6 m ²	3人	
	楽屋3	15.4 m ²	3人	
	楽屋4	18.4 m ²	4人	
	楽屋5	19.3 m ²	4人	
楽屋6	34.6 m ²	8人		
主催者控室	10.4 m ²	2人		
多目的ホール	ホール全面	144.3 m ²	120席	※1 参照（収容率：100%）
			60席	※2 参照（収容率：50%以内）
			36人	※3 参照
	楽屋	25.3 m ²	6人	
ギャラリー		244.5 m ²	—	※4 参照
練習室1		11.5 m ²	3人	

練習室 2	11.2 m ²	3 人	
練習室 3	19.5 m ²	5 人	
		3 人	舞踊等の息が上がる利用のとき。
練習室 4	42.8 m ²	12 人	
		6 人	舞踊等の息が上がる利用のとき。
練習室 5	29.5 m ²	8 人	
		4 人	舞踊等の息が上がる利用のとき。
スタジオ	17.0 m ²	4 人	

※ 1 地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率 100%以内）とすることが可能です。

例) 音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※ 2 上記（※ 1）以外の大声での歓声、声援等が想定される場合等の公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を 50% 以内としてください。異なるグループ間では座席を 1 席空けませんが、親子等の同一グループ（5 名以内）では座席間隔をあける措置は不要です。すなわち、収容率は 50% を超える場合もあり得ます。

例) 音楽

ロックコンサート、ポップコンサート等

公演

キャラクターショー、親子会公演 等

※3 各種練習利用ならびに控室等の目的で利用される場合は、人と人との距離を確保した行動をお取りください。

※4 人と人との十分な間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保してください。

例) 展示会

各種展示会、商談会、各種ショー 等

以上、施設ご利用予定のイベントの収容率については、必ず事前に当館にご確認ください。

具体的には、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和2年9月17日改定）別紙1から5」に記載の内容を順守することを条件とします。

(2) イベント等の開催可否の判断について

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和2年9月17日改定)に準じて対応を求めます。

(3) 人数の管理が困難なイベント等の開催について

① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれず、参加者がおおよそ把握できるイベントについては、適切な感染防止策（発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密の回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講じた上で開催してください。

② 全国的な移動が伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、主催者はイベント開始の2週間前までに開催要件等について県に事前相談する必要があることから、該当となる主催者は当館窓口へお問合せください。

(4) 感染拡大防止に係る重要な留意点について

イベント等の形態や場所によってリスクが異なることから、密閉された空間において大声で発声することや、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等については、感染リスクがある可能性が指摘されていることから、上限人数や収容率に関わらず、開催にあたってより慎重に検討してください。

(5) 感染拡大の傾向が見られた場合の対応について

南相馬市の判断・指示により、イベント等の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに利用者・主催者等に対して必要な協力要請等を行う場合があります。

4 施設の利用にあたっての留意事項

(1) 周知・広報について

次のことについて、施設利用者は来場者を含む参加者へ事前に周知してください。

- ① 入館前に検温を行い、次の条件に該当する方は入館を自粛すること。
 - 平熱と比べて高い発熱がある。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある。
 - PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある。
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該 在住者との濃厚接触がある場合 等
- ② 施設内では、マスクを着用すること。
- ③ 大声を出さないことの奨励、咳エチケットの徹底を図ること。
- ④ 手指の消毒や手洗いを徹底すること。
- ⑤ お互いの距離を2m（少なくとも1m）確保すること。
- ⑥ 感染発生時に備え、利用者の連絡先等の情報提供に応じていただく。また、必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供及び聞き取りが行なわれる場合は協力すること。
- ⑦ 高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い利用者については、慎重な対応を行っていただくよう、事前に注意喚起を促すこと。
- ⑧ 「厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を可能な範囲活用すること。

(2) 施設利用当日について

利用される方の安全を確保するため、以下について施設利用者は守ってください。

- ① 入館時に利用者の体調を確認し、次の条件に該当する方は入館を自粛させてください。
 - 平熱と比べて高い発熱がある。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある。
 - PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある。
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ② 感染発生時に備え、参加者の連絡先等について以下のとおり対応してください。
 - 大ホールを利用される公演主催者
 - ▶ 公演関係者及び来場者等について、氏名・住所（市区町村まで）・緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持してください。
 - ▶ 感染者が発生した場合、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報を提供され得ることを事前に周知してください。

- ▶ 個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- ▶ 発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- 大ホール（大ホールと併用された施設も含む）以外を利用される団体・個人の利用者
 - ▶ 参加者の連絡先等の名簿を作成し管理者に提出してください。
 - ▶ すべての連絡先等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があることを周知し承諾を得てください。
 - ▶ 利用後に感染者が発覚した場合は速やかに当館へお知らせください。
- ③ 「3つの密」の回避に努めてください。
- ④ マスクを着用してください。歌唱時、声を発する活動の際もマスクを着用してください。マスクがない参加者へは予備マスクを準備し着用を促してください。
マスク着用が難しい吹奏楽器の利用や舞踊等の息が上がる利用については、より一層お互いの距離を確保したうえでマスクを外すことを了承しますが、会話をする際はマスクを着用してください。
- ⑤ 定期的に手洗い、手指の消毒を実施してください。なお、各施設で使用する手指用の消毒液等は、利用者で準備してください。
- ⑥ 多くの人の手が届く距離に集まらないよう、お互いの距離を2m（少なくとも1m）確保してください。
- ⑦ 息が上がる激しい活動、声を発する活動の際は、より一層距離を確保してください。
- ⑧ 飛沫を発生させないよう、工夫してください。
- ⑨ 1時間に1度、10分程度の換気（窓や出入口の解放）を実施してください。なお、その間の大きな音が出る行為はお控えください。
- ⑩ 利用は極力短時間に設定してください。
- ⑪ 対面での会話は可能な限り控えてください。（同一方向を向いての利用を推奨）
- ⑫ 各施設における定員を遵守してください。
- ⑬ 利用後は、利用した部屋の清掃、使用物品等の消毒を必ず行ってください。
- ⑭ 参加者に新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA のインストールを促し、入館時に稼働するよう周知してください。
- ⑮ 指定された場所で飲食をされる場合、手指消毒を徹底するとともに使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を十分に講じてください。また、席配置は身体的距離を確保するよう努めるとともに真正面は避け、食事中は会話を控えてください。

- ⑯ 利用者の皆様に安全にご利用いただくため、チェックシートの事項を遵守のうえ、管理者の指示に従ってください。

5 空気調和設備（空調設備）の運転及び協力をお願いについて

- (1) 当会館では館内各施設の空気調和設備の適切な運用により、効果的に空気の循環量や換気量を確保しております。
- (2) 感染予防として外気を最優先に取り入れる運転を継続していくことから、外気の温度状況によっては冷暖房効果が低下する恐れがあります。環境に適した服装での来館をお願いします。また、利用者の都合による空調設備の調整及び停止は行えません。
- (3) 外気の影響で急激な温度変化が起きた際は、来場者の安全を確保するため一時効率的な運転に切り替える場合があります。
- (4) 施設内は、空気調和設備の運用に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ってください。

6 イベント等開催にあたっての留意事項

公演主催者は感染予防のため、本ガイドライン「4 施設の利用にあたっての留意事項」とあわせて、以下について対策を講じてください。

(1) 事前調整について

- ① 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- ② 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- ③ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をしてください。
- ④ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、福島県・南相馬市において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。
- ⑤ イベントを中止せざるを得ない事態に至った際の対応について、必要に応じて施設管理者及び設置者も交えて確認をしてください。
- ⑥ 客席の配席（収容率）を検討してください。
 - 来場者の配席については、原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
 - 地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必

要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率 100%以内 最前列席については下段記述参照）とすることが可能です。

- 上記以外の公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を 50% 以内としてください。異なるグループ間では座席を 1 席（立席の場合は 1 m）空けますが、親子等の同一グループ（5 名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容率は 50% を超える場合もあり得ます。
 - 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
 - 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- ⑦ チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

(2) 係員による対策について

- ① 会場入場時に公演関係者（出演者やスタッフ）の検温や体調確認、手指消毒等の対策を講じてください。
- ② 会場入場時に際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、マスクの着用を求め、配布や販売できるマスクを準備してください。
- ③ 不特定多数と接する係員は、マスク及びフェイスシールド、手袋等を着用して感染予防・防止に努めてください。
- ④ 公演関係者の人数は必要最小限に調整してください。
- ⑤ 接触する可能性がある共用物品・設備をこまめに消毒してください。
- ⑥ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

(3) 当日券やグッズ等の販売に伴う対策について

- ① 消毒液を設置してください。
- ② 対面で接する販売窓口等には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、購買者等との間を遮蔽してください。ただし、飛沫防止用のシートについては、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにしてください。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用してください。
- ③ マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用ください。

- ④ 係員は、こまめな手指消毒を徹底してください。
- ⑤ 購入者が密集しないよう身体的距離の確保をしたうえで列整理を行ってください。
- ⑥ 混雑時は必要に応じて入場制限を実施してください。
- ⑦ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ⑧ 現金の取り扱いについては、手渡しはせずにキャッシュトレイ等を使用し金銭授受を行ってください。
- ⑨ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は極力取り扱わないようしてください。

(4) 開場前の対策について

- ① 密集しないよう混雑回避に努めてください。
- ② 入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1 m）の間隔を保持して下さい。
- ③ 会話をなるべく控えていただくよう拡声器等を用いて案内し大声とならないようご注意ください。また、事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等、検討してください。
- ④ 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。

(5) 来場者の入場時（もぎり等）の対応について

- ① 係員は、来場者の体表面温度測定および検温を実施するなど来場者の体調を確認し、発熱等の症状がある者が発生した場合はイベントの参加を控えてもらうよう事前に十分周知し対策を講じてください。また、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。
- ② 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し来場者の手指消毒を励行してください。なお、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- ③ 来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低 1m）を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。
- ④ 物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）等を検討してください。
- ⑤ チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避けてください。また、避けられない場合には手袋の着用を徹底してください。
- ⑥ 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、来場者の持ち物に係員は極力触れ

ないようにしてください。

⑦ 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。

(6) 会場内の感染防止策について

- ① 客席内ではマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ② 会話はなるべく控えていただくよう周知してください。また、自席で静かに過ごすよう周知してください。
- ③ 客席において隣同士の配席とする際には、座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ④ 客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で 2m 以上を設けてください。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じてください。
- ⑤ ブラボー等の大声での声援は行わない事を徹底し、拍手のみとしていただくよう周知してください。大声を出すお客様がいた場合、個別に注意等を行ってください。
- ⑥ 公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないように「マナーモード」設定を推奨してください。
- ⑦ 影アナウンスを用いて注意事項等、感染拡大防止対策の案内をしてください。また、一般的禁止行為に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づく係員の指示に従わない場合、退場いただく場合があることを告知してください。
- ⑧ 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。
- ⑨ 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ⑩ 休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。
- ⑪ 休憩時間のトイレ等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低 1 m）を空けた整列を促してください。
- ⑫ 開場・休憩・終演時間は、客席内出入口をすべて開放し積極的に換気を行ってください。
- ⑬ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- ⑭ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。
- ⑮ 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- ⑯ オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合

は貸し出しを行わないようにしてください。

- ⑰ 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

(7) 来場者の退場時の対応について

- ① 退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。
- ② 退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ③ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

(8) ステージ利用について

- ① 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- ② ステージ上において最前列の来場者に影響のない位置（距離を置く対策）を確立してください。
- ③ 合唱や器楽等飛沫リスクを伴うものは、飛散防止対策を講じてください。（例：間隔を空ける、対面しない、床にシートを設置する など）
- ④ 感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は控えてください。
- ⑤ 公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ⑥ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。

(9) 楽屋利用について

- ① 楽屋は密にならないように定員を調整するとともに換気を励行してください。
- ② 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ③ ケータリングを利用する際は、マスクの着用と手指消毒を徹底すると共に使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を講じてください。
- ④ 弁当等の食事は、表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布してください。また、利用者同士の共有を避けるため使い捨ての容器を使用するようにしてください。
- ⑤ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。作業を終えた後

は、手洗い・消毒を行ってください。

⑥ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

7 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- (1) 公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。
- (2) 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際のフェイスシールド・手袋等の備品を準備してください。
- (3) 対応する係員は、マスクや手袋、フェイスシールドの着用を徹底してください。
- (4) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。
- (5) 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や PCR 検査の受診等の基準を定めてください。また、同様に感染者発生の際の対応についても公表や公演実施の基準等を定めてください。

8 管理者による感染症予防対策への取り組み

- (1) 館内に注意喚起を促す掲示板ならびに各出入口にアルコール消毒液の設置。
- (2) マスク着用による案内、接客。
- (3) 手指消毒を徹底する。
- (4) ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- (5) 共有スペースの机や椅子の間引き。
- (6) 共用物品・設備（ドアノブ、手摺り、スイッチ、自動販売機等）の消毒。
- (7) 施設利用終了後、60分程度の換気。
- (8) 受付窓口に感染防護用として透明アクリル板または透明ビニールカーテンの設置。
- (9) 職員等は自宅で検温を行い、平熱よりも+1度以上の熱が高い場合は自宅待機。感染が疑われる場合には保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

<参考>

■ 市内公共施設の利用について

：令和2年9月18日改定：南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策
：令和2年9月17日改定：福島県

- 劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版
：令和2年9月18日付：全国公立文化施設協会

- クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
：令和2年9月18日改定：クラシック音楽公演運営推進協議会